

厚木市公共施設最適化基本計画等改定業務委託に係る
プロポーザル評価基準

技術提案書等について、次のとおり審査及び評価をするものとする。

1 評価者

厚木市プロポーザル方式実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）第 5 条の規定により設置された「厚木市公共施設最適化基本計画等改定業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）」の委員 8 人で評価する。

2 評価の項目及び配点

(1) 特定委員会は、技術提案書等の評価項目について、次の評価内容及び評価基準により委員による審査を行い、次号に定める採点基準により算定した合計得点をもって最上位の者を受注候補者、次点の者を次点候補者として特定する。

なお、特定委員会の委員の採点の合計点が最低基準点である 480 点（800 点満点）に満たない者は、受注候補者及び次点候補者として選定しない。

評価項目	評価対象		評価基準	配点		
1 業務遂行 に関して	技術 提案書	実施方針	本業務の背景と目的、業務内容等を踏まえ、業務への取組に関する考え方が明確に示され、仕様書の内容と整合した、適切な実施方針であるか。	5	35	
		業務フロー	業務内容等を踏まえ、具体的なスケジュール、業務の進め方（工程）、市との役割分担等が明確に示され、仕様書の内容と整合した、適切な業務フローであるか。	5		
		実施体制	業務内容等を踏まえ、配置予定担当者の経歴、保有資格等と、その担当する業務が合致した、適切な実施体制であるか。	5		
	業務実績	実施要領第 2 章 1 (1) コに該当する業務実績について、その件数が、本業務を実施可能と判断できるものであるか。		5		20
		実施要領第 2 章 1 (1) コに該当する業務実績について、その内容が、本業務を実施可能と判断できるものであるか。		5		
		実施要領第 2 章 1 (1) サに該当する業務実績について、その件数が、本業務を実施可能と判断できるものであるか。		5		
		実施要領第 2 章 1 (1) サに該当する業務実績について、その内容が、本業務を実施可能と判断できるものであるか。		5		

評価項目	評価対象	評価基準	配点
2 業務内容 に関して	技術提案書	(1) 公共施設等に係る現状分析 公共施設等を取り巻く環境を整理するに当たり、近年の社会動向を踏まえた課題認識は適切であるか。また、所管課へのヒアリングを始めとした現状分析の手法などが具体的に示されており、効果的であるか。	5
		(2) 現行計画の評価及び改定に係る論点の整理 現行の公共施設最適化基本計画及び個別施設計画の評価手順が具体的に示されており、効果的であるか。また、評価結果を計画改定に反映させるための論点整理の手順が具体的に示されており、妥当性があるか。	10
		(3) 財政見通し及び目標設定に係る検討 公共施設の更新、維持管理に充当可能な財源見通しをシミュレートする際に使用する資料や方法について具体的に示されており、妥当性があるか。また、計画改定後の進捗管理に有効な指標設定等に関する考え方が示されており、妥当性があるか。	10
		(4) 公共施設等の管理に関する方針等の検討 施設類型ごとの取組の方向性を整理するに当たり、施設所管課の情報を効果的に引き出し、計画に反映させるための手順が具体的に示されており、効果的であるか。また、モデル事業の位置付けに向けた地区、施設類型等の選定に係る考え方が示されており、妥当性があるか。	10
		(5) 計画の着実な推進に向けた仕組みの検討 計画の着実な推進に向け、庁内検討体制の構築など、実効的なP D C Aの仕組み等の構築に関する考え方が示されており、妥当性があるか。	10
		(6) 公共施設カルテの改定 今後の公共施設の最適化の検討に向けた施設情報の効率的な管理や、市民との情報共有を図るためのツールとして、公共施設カルテの改定に関する独自の提案が示されており、効果的であるか。	10
		55	
3 提案価格 に関して	提案価格書	同項(3)に定める算出式による	10
委員一人当たりの持ち点			100

(2) 採点基準

特定委員会の委員は、次の「採点基準表」に示す評価内容により評価し、特定委員会は採点基準に従い得点を算定する。

ア 業務実績に関する採点基準

(ア) 公共施設等総合管理計画の策定又は改定業務

a 業務実績の件数に関する評価基準

第2号様式に記載された業務実績の件数について、評価を行う。

評価	評価内容	採点基準
A	5件	配点×1.0
B	4件	配点×0.8
C	3件	配点×0.6
D	2件	配点×0.4
E	1件	配点×0.2

b 業務実績の内容に関する評価基準

第2号様式に記載された業務実績の内容について、評価を行う。

なお、評価に当たっては、第2号様式に記載された業務実績のうち、最も高い評価点となる評価内容に該当する業務実績を対象とします。

評価	評価内容	採点基準
A	総務省が策定した公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）を踏まえた、令和5（2023）年度以降の公共施設等総合管理計画の策定又は改定に関する業務実績である。	配点×1.0
B	総務省が策定した公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和4年4月1日改訂）を踏まえた、令和4（2022）年度以降の公共施設等総合管理計画の策定又は改定に関する業務実績である。	配点×0.8
C	総務省が策定した公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成30年2月27日改訂）を踏まえた、令和元（2020）年度以降の公共施設等総合管理計画の策定又は改定に関する業務実績である。	配点×0.6
D	総務省が策定した公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定）を踏まえた、平成26（2014）年度以降の公共施設等総合管理計画の策定に関する業務実績である。	配点×0.4
E	上記以外の履行実績である。	配点×0.2

(イ) 個別施設計画の策定又は改定業務の実績

a 業務実績の件数に関する評価基準

第2号様式に記載された業務実績の件数について、評価を行う。

評価	評価内容	採点基準
A	5件	配点×1.0
B	4件	配点×0.8
C	3件	配点×0.6
D	2件	配点×0.4
E	1件	配点×0.2

b 業務実績の内容に関する評価基準

第2号様式に記載された業務実績の内容について、評価を行う。

なお、評価に当たっては、第2号様式に記載された業務実績のうち、最も高い評価点となる評価内容に該当する業務実績を対象とします。

評価	評価内容	採点基準
A	当該業務実績の発注者が保有する公共建築物及び土木インフラについて、すべての施設を対象とした個別施設計画の策定に関する業務実績である。	配点× 1.0
B	当該業務実績の発注者が保有する公共建築物について、すべての施設を対象とした個別施設計画の策定に関する業務実績である。	配点× 0.8
C	当該業務実績の発注者が保有する公共建築物のうち、複数の施設類型を対象とした個別施設計画の策定に関する業務実績である。	配点× 0.6
D	当該業務実績の発注者が保有する公共建築物のうち、単一の施設類型を対象とした個別施設計画の策定に関する業務実績である。	配点× 0.4
E	上記以外の履行実績である。	配点× 0.2

《参考》 厚木市が保有する公共建築物の施設類型

施設類型	施設類型の詳細
1 医療施設	(1) 医療施設
2 学校教育施設	(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 学校給食センター
3 市営住宅	(1) 市営住宅
4 市民施設	(1) 駐車場・自転車等駐車場 (2) 生涯学習施設 (3) 公園内施設 (4) 公衆便所
5 社会教育施設	(1) 公民館 (2) スポーツ施設 (3) 文化財施設
6 庁舎等施設	(1) 庁舎等施設
7 福祉施設	(1) 老人憩の家 (2) 児童館 (3) 福祉施設
8 保育施設	(1) 保育所 (2) 子育て支援施設
9 防災施設	(1) 消防署所 (2) 器具置場 (3) 防災倉庫
10 環境施設	(1) 環境施設
11 その他	(1) 集会施設

イ 技術提案書に関する採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	極めて優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的	配点×0.6
D	劣っている	配点×0.4
E	著しく劣っている	配点×0.2

ウ 提案価格書に関する採点基準

算出式による評価点（小数点第2位を四捨五入）とします。

(ア) 算出式

$10.0 \times (\text{提出された提案価格書のうち最低価格} / \text{提案価格})$

(イ) 留意事項

提案価格が提案上限額に収まっているか必ず確認してください。

また、提案価格書（4号様式）に添付する積算内訳（任意様式）には、仕様書（案）第2章 業務内容の項目ごとに、詳細な単価・人員等を記載してください。